

執
照 樹 限

北東アジア課

法規課 跡

秘密指定解除
公文書監理室

(報告書)

旧軍人・軍属等朝鮮(遺骨の返還)問題
(ア北発電案に対するコメント)

49. 2. 25

条規 (竹内)

1. この朝鮮半島出身の旧軍人・軍属は日本国籍を保有している。時点において死亡したのであるが、

日本政府としては日本軍人・軍属の遺骨と同様に

(等帰属者) (引渡し)

保管し、正当なる遺族への引渡すべき

ものである。その遺族が日本人であるか外国人に

(取扱) (を)

あるかと異にすべき理由は無いものと考えられる。

(例えば旧日本軍人の父親が戦後米日に帰化した

場合に、その父親が日本国籍を有しないことのため

した

2

理由として遺骨の引渡を拒否することは適当でない

と思われる) 即ち、日本政府は朝鮮半島土着の遺骨の

保管を開始した時には、

朝鮮(朝鮮半島出身日本軍人軍属の遺骨を) 帰属者

正當なる遺族・縁故者等のために

保管することを考えていたの(に) 戦後において遺族の

かかる

口籍に變動があった事実により、保管の性格が

変更するとは考えられない。

2. かかる保管を法的に民法上の事務管理として

と認め、民法の肉連規定と直接又は類推適用するに

ついて 掲出見解

否かは、朝鮮(朝鮮半島)で出生と日本出身者であるとの差異

即ち、日本出身者の遺骨の保管について

は厚い等である

反法上の

3

事務管理の法理を適用しているならば、朝鮮半島土着の遺骨保管についても同様の扱いとすべき(らう)。例(は保管費用償還請求) 但し、遺骨保管を事務管理と

観念することの当否は、権の判断ありきことではない。
 上記し. のように遺骨保管を観念すれば、これは(国家間の)裁判義務関係とは無関係である(こと)

3. (韓国)政府 (韓国)土着遺骨を、一括返還(領域内)

要求は、上記し. の日本政府と遺族、政府間の問題で

縁故者等との関係とはレベルを異にする(らう)。そこで、日本政府として韓国政府に一括返還すべき(法律上の義務を負う)といふ(こと)に解される(こと)。
 韓国政府の遺族等の正当なる遺族等の委任に基き

これは、(政治的)引渡(を要求することはない(こと))、一程、(外交的)要求その代理として

と意味する(こと)が、日本政府としてはこれに忘すべき

法的義務を負っている(こと)と解すべきである。

4. いずれにしても、日本政府としては、事務管理の法理

に基づき、人道的考慮に基づき、遺骨は正当なる

帰属 ^{立場に} 外渡者に引渡す ~~べき~~ あるところ、正当なる

帰属 ^{立場に} 外渡者 ~~の~~ 意如何なる基準により決定するかという問題が

残る。これは、 ~~ある~~、日本出身者、遺骨についても同様

に問題となり、ある一定の基準を定められているものと
推察されること。

~~ある~~、朝鮮出身者についても日本出身者の場合の

同一の基準を適用することも考えられるが、他方、

遺言の取扱

韓国においては身分関係について独自の慣習、法律等

かかる場合に

が存在するのであるから、日本人の場合の基準を厳格に

そのまま適用することは妥当でないと思料される。韓国の法

この場合の

これらの要素を勘案し、

に、親族の基準として妥当に与るか否かは、

また、遺言保管引渡しの趣旨を考慮し

判断すべきものとする。